

「労働時間等見直しガイドライン」の改正について

1. 背景

- 仕事と生活の調和については、平成19年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、労使を始め国民が積極的に取り組むことや国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げられている。
- 厚生労働省としては、これを受け、労働時間等の見直しに関する取組を一層推進することとし、今般、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく「労働時間等設定改善指針」を改正することとした。
本指針は、事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めるものである。
※ 「労働時間等」とは、労働時間、休日数及び年次有給休暇その他の休暇をいう。

2. 改正内容

- 「憲章」及び「行動指針」が策定されたこと、仕事と生活の調和が実現した社会の姿について明記。
- 「憲章」及び「行動指針」に沿って、経営トップのリーダーシップの重要性について明記。
- 事業主が労働時間等の設定の改善を図る際には、「行動指針」に定められた社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和に向けて計画的に取り組む必要がある旨を明記。
- 目標の設定も踏まえ、重点的に取り組むべき事項について内容を充実。
 - ・ 労使間の話し合いの重要性を踏まえた計画的な取組の推進
 - ・ 年次有給休暇の取得促進
 - ・ 長時間労働の抑制（所定外労働の削減）
 - ・ テレワークの活用
 - ・ 事業主団体による気運の醸成 等

3. 適用日

平成20年4月1日

（参考） 「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）の改正については、平成20年3月7日に開催された労働政策審議会労働条件分科会において、妥当とする旨の答申をいただいている。